

# 放課後等デイサービスの 対象拡大について

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室

# 放課後等デイサービスの対象児童拡大について

## 【現状と課題】

- 放課後等デイサービスの対象児童は、児童福祉法第6条の2の2第4項において学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児と定められている。
- 一方で、学校教育法第124条に定める**専修学校**及び同法134条に定める**各種学校**に通う児童は対象外とされている。
- こうした学校に通う障害児が障害児通所支援事業所の利用を希望した場合、放課後等デイサービスは利用できず、児童発達支援を利用しなければならない。
- また、平成30年度の地方分権改革推進提案において、専修学校に通う生徒を放課後等デイサービスの利用対象に加えるよう要望があり、実態を把握した上で2019年度末までに結論を得るとされた。

## 参考：平成30年度 地方自治体からの提案内容（東大阪市）

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

## 平成30年度 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（2018年12月25日閣議決定）

放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 専修学校・各種学校における放課後等デイサービスのニーズ調査結果

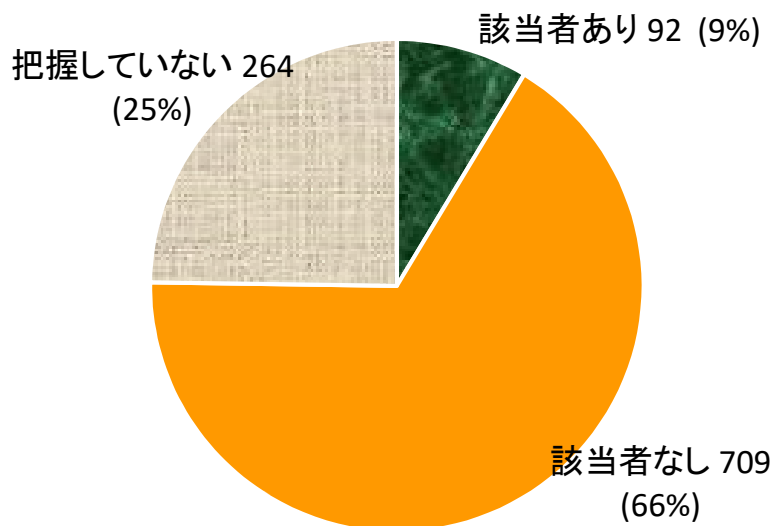
○ 検討に先立ち、専修学校・各種学校に通う児童について、放課後等デイサービスの利用ニーズを把握するため、都道府県及び市区町村に対するアンケート調査を行った。

- ・ 中学校既卒者や高校中退者から障害児支援担当に対して放課後等デイサービス利用の希望を相談した事例について、「あった」と回答した自治体は約9%（暫定値）であった。
- ・ 中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了した事例について、「あった」と回答した自治体は約2%（暫定値）であった。

## ▼自治体調査（調査対象数=1,741自治体(悉皆)）

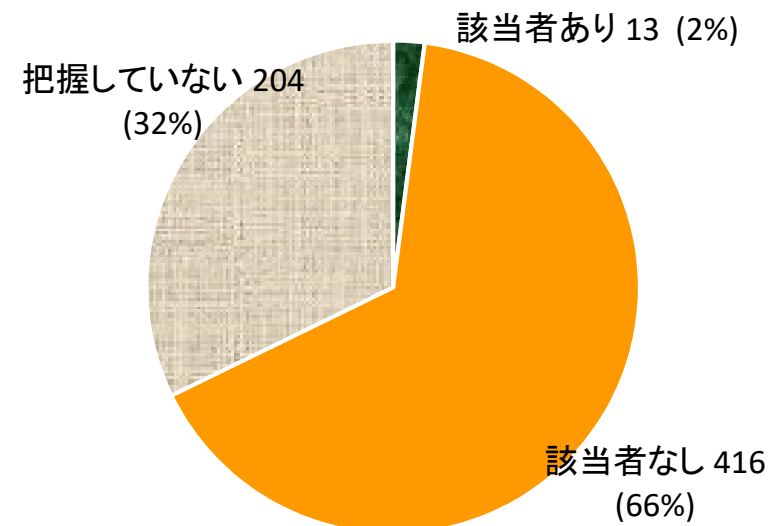
平成30年度1年間に中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望を受けたことがある自治体の数

(有効回答数=1,065)



平成30年3月に中学校を卒業した放デイ利用者がある自治体のうち、「放デイの継続利用を希望していたが専修学校・各種学校に進学したため利用を終了した者」がいた自治体の数

(有効回答数=633)



※平成30年度地方分権改革推進提案(閣議決定)を踏まえ、その議論に資するために令和元年度推進事業において実施している調査の中から、2019年度末までに結論を出す必要があるため、暫定値としてデータを提供してもらったもの。

## 検討の方向性

- 放課後等デイサービスは
  - ・学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進(障害福祉課資料)
  - ・子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる(放課後等デイサービスガイドライン)

等、学習指導要領に基づく総合的な教育を行う機関としての学校と連動した支援の実施が求められており、単に年齢が高校就学相当であることを理由に一律に利用対象とすることが必ずしも適切とはいえない。

- 一方で、たとえば専修学校制度では、修業年限が3年以上等の要件を満たしたとして文部科学大臣が指定した課程を修了した者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られることとなっており、こうした課程を履修している障害児が、高等学校に通う障害児と同様と考えるといった整理も想定され得る。
- 放課後等デイサービスの利用児童数は平成30年度で20万人を超え、給付費総額も約2,800億円と飛躍的に伸びており、令和2年1月15日に公表された「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」においても、放課後等デイサービスの収支差率は平成29年度の9.1%から平成30年度の11.0%に増加していることから、質の担保とともに、財政的な影響にも留意する必要がある。
- 翻って今回の調査結果を見ると、中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了したケースが1件以上あった自治体が2%（暫定値）と、利用ニーズは比較的限られているが、中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望が年間1件以上寄せられた自治体が9%（暫定値）は存在することを考えると、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。

以上を踏まえ、放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

# (参考) 専修学校制度の概要

## 専修学校

専門学校  
(専修学校 専門課程) 2,805校

高等専修学校  
(専修学校 高等課程) 408校

専修学校 一般課程 146校

## 主な入学資格

・高等学校卒業者  
・三年制の高等専修学校卒業者

・中学校卒業者

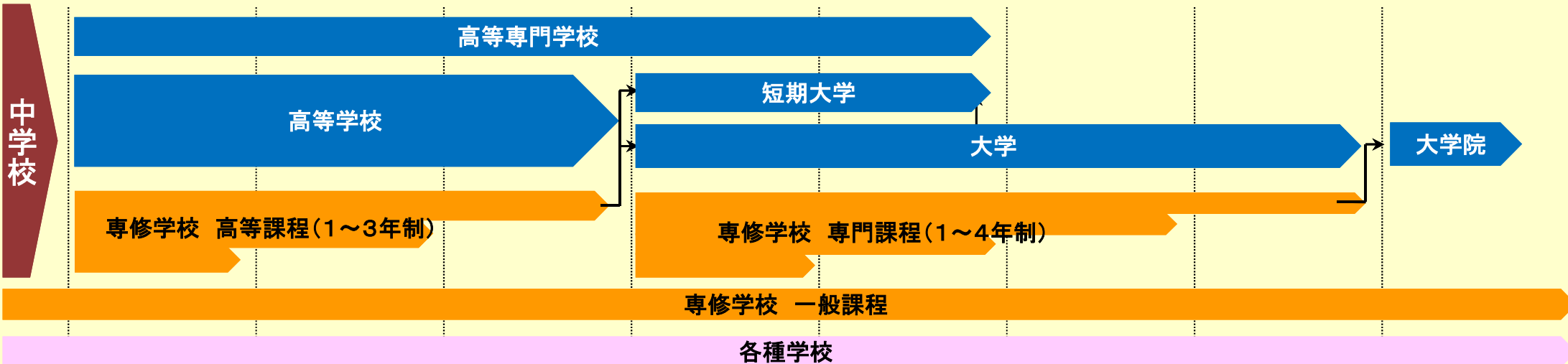
・特になし

放デイ対象年齢

## 専修学校制度の位置づけ

※専修学校から1条項への進学・編入は、修業年限等の一定の要件を満たす場合のみ可能。

15 16 17 18 19 20 21 22 (年齢)



凡例: 1条校 専修学校 各種学校

(文科省公表資料を参考に障害福祉課にて作成。学校数は令和元年度学校基本統計による)

# (参考) 学校教育法 (昭和22年3月31日法律第26号) (抄)

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。(註:年間800時間)
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第134条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。

(参考) 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる専修学校卒業者

○ 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）（抄）

第150条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 **専修学校の高等課程(修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)**で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

○ 学校教育法施行規則第150条第三号の規定に基づく専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成17年文部科学省告示第137号）

学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十条第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が**大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるもの**に係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

- 一 修業年限が三年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

| 学科の区分                                      |  | 要件                                 |
|--|--|------------------------------------|
| 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第2号)第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科 | 学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下この表において「単位制による学科」という。)であるもの以外のもの | 全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。 |
|  | 単位制による学科であるもの  |                                    |
| 専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科                  |  | 全課程の修了に必要な総単位数が七十四単位以上であること。       |

# (参考) 定義・対象を1条校のみとし、専修学校を対象外としている例

## ○ 少年院法（平成26年6月11日法律第58号）（抄）

### 第27条（学校の教育課程に準ずる教育の教科指導）

教科指導により学校教育法第一条に規定する学校（以下単に「学校」という。）のうち、いずれかの学校の教育課程に準ずる教育の全部又は一部を修了した在院者は、その修了に係る教育の範囲に応じて当該教育課程の全部又は一部を修了したものとみなす。

2 少年院の長は、学校の教育課程に準ずる教育について教科指導を行う場合には、当該教科指導については、文部科学大臣の勧告に従わなければならない。

## ○ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）（抄）

### 第11条（学校における消費者教育の推進）

国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

## ○ 自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）（抄）

### 第8条（関係者の連携協力）

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

### 第16条（人材の確保等）

国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

## ○ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

### 第2条（定義）

この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。



## (参考) 定義・対象に専修学校を含んでいる例

### ○ 発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）（抄）

#### 第8条（教育）

国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに**専修学校の高等課程**に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

### ○ 栄養士法（昭和22年12月29日法律第245号）（抄）

#### 第5条の3

管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

- 一 修業年限が二年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において三年以上栄養の指導に従事した者
- 二 修業年限が三年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において二年以上栄養の指導に従事した者
- 三 修業年限が四年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において一年以上栄養の指導に従事した者
- 四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法**第一条の学校**並びに**同条の学校の設置者が設置している**同法第二百二十四条の**専修学校**及び同法第三十四条の**各種学校**をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者